

岡崎市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年3月5日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (経済振興部 農地整備課)

令和4年10月31日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第10号関係分

令和5年4月28日まで

監査結果	措置状況
<p>公有財産管理規則第44条第2項に該当し、公有財産台帳の整備を必要としない財産の管理において、所管課情報を更新していないものが見受けられたため、関係各課と引き続き協議し、適正な管理をされたい。</p>	<p>土地登記情報を所管する資産税課と協議し、所管課情報の更新が必要な土地を土木管理課とともに資産税課へ更新を依頼することとした。</p>